

令和8年度採用

いわき市立幼稚園 会計年度任用職員（事務補助職員） 採用試験

受 験 案 内

・受付期間 令和8年2月24日（火）から2月27日（金）まで（必着）

職種・募集人員・職務内容・受験資格

職種	募集人員	職務内容	受験資格
事務補助	パートタイム 6名程度	市立幼稚園における事務補助、 環境整備 ・文書整理、パソコンでのデータ 整理や文書作成 ・来客や電話対応、クラス伝達、 行事等の準備・片付け ・屋外清掃や整理整頓、環境整 備、植木や花壇の手入れ、除草作 業 など	Word・Excel 及び電子メール 等、パソコンの基礎的操作が できるもの

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ※ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の規定により、懲役又は禁錮の刑について、拘禁刑に処せられたものとみなされます。
- ・いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【特記事項】

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に

基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容はP 4 参照条文をご参照ください。

試験の方法・内容

- 1 次のとおり「書類審査」及び申込者との個別面接による「口述審査」を実施します。
- 2 合格者（内定者）は、総合得点の高い者から順に決定します。

区分	内 容
書類審査	採用試験申込書による選考（経歴、資格、志望理由等）
口述審査	個別面接

試験の日時・場所・合格通知

区分	日程	場所	合格（内定）通知
書類審査	2月27日（金）までに必着	－	－
口述審査	書類審査後、随時実施	いわき市役所	3月中旬頃 （郵送により合否通知を発送）

※ 口述審査の日時等の詳細は、応募者と調整のうえ行います。

合格から採用まで

- 1 合格者（内定者）の正式な採用決定は、3月下旬を予定しており、別途郵送により通知します。
なお、その際に、勤務場所（配属先）等をお知らせします。
- 2 採用試験申込書等の書類の記載事項に虚偽の内容があった場合には、採用後であっても失職する場合があります。

申込み手続き方法

提出書類に不備等がある場合は不受理とさせていただく場合があります。受験案内や提出書類に十分に目を通し、確認のうえ、申込み手続きを行ってください。

1 受験申込書の入手方法

採用試験申込書等は、いわき市ホームページからダウンロードするか、保育・幼稚園課窓口で配布している指定様式を使用してください。

2 申込方法

保育・幼稚園課に次の書類を提出してください。

提出の際には、「職員採用試験申込書在中」と記入した封筒に封入のうえ、提出してください。

○ 提出書類

① 採用試験申込書（公立幼稚園事務補助用）

必要事項を応募者本人が手書きし、指定サイズの写真（直近6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付したものを。

② 誓約書

③ 合否通知用の返信用封筒（長3封筒に宛名を記載し、110円切手を貼付したもの）

3 受付期間

令和8年2月27日（金）まで ※郵送の場合、必着

・受付事務は、午前8時30分から午後5時まで。

勤務条件について

別紙のとおりです。

その他

- ・本募集は、令和8年度当初予算成立後、速やかに任用を開始できるよう、当初予算成立前に募集の手続きを行うものです。予算の成立状況によっては、勤務条件が変更となる場合や採用が取消しとなる場合があります。
- ・受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合及び申込期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・合否について、電話や郵便などによるお問い合わせにはお答えできません。
- ・この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。
- ・障がいのある方で、受験に際して会場など配慮が必要な方は、必ず申込時に電話等で相談してください。申込締切後に申し出された場合、対応できないことがあります。
- ・申込書に記載された個人情報について、いわき市会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲で利用します。

問い合わせ・書類提出先

いわき市こどもみらい部保育・幼稚園課 幼保人材育成係（本庁舎7階）

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

電話（直通）0246-22-7437

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。